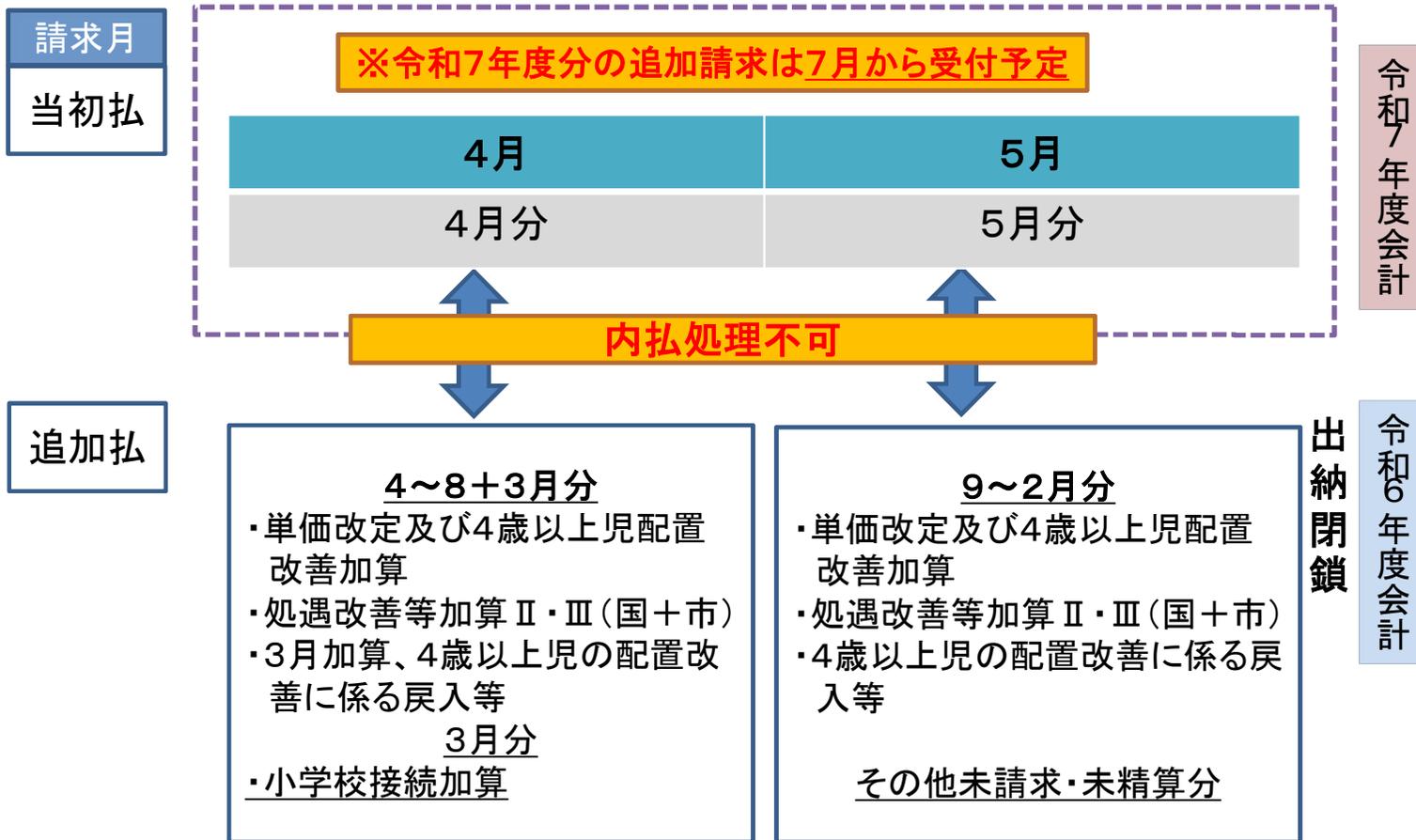


令和7年度の給付費等の請求方法について

資料2-5



令和7年度 民間保育所子どものための教育・保育給付費の支払い等について

資料2-5

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、(当月払)+(追加払)の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日or25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児 数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長 利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各施設に審査結果のお知らせ(電子画面で確認)が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。

【重要】令和7年度に向けて、請求ソフトの各種情報の更新手続きが必要です。
更新方法は、予算事務説明会HP、「令和7年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」に掲載しています。

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度認可化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和6年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和6年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和6年度に認定された加算月額により暫定的に請求	
処遇改善等加算Ⅲ	令和6年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	〈 認定時期 〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
市処遇改善等加算Ⅲ	令和6年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和7年度から本加算を申請する既存園を含む

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

2. 賃借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度認可化園
賃借料加算 （国の公定価格分）	令和6年度までの認定内容に基づき請求	令和6年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和6年度までの認定内容に基づき請求	令和6年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料または定員数の変更等により、川崎市が定める加算上限額に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定は6月以降（予定）、認定にあたり申請書類の提出期日は5月下旬を予定

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3歳児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
4歳以上児配置改善加算	6月末	職員配置状況に応じて請求 チーム保育推進加算と重複して加算を取得できないが、市加算の取得のため、暫定的に請求し、チーム保育推進加算認定後に精算
休日保育加算	7月末	前年度に認定された区分に応じて請求
減価償却費加算	6月末	既に認定済の園または該当園の申出により請求
施設長未配置減算	随時	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	随時	土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて適用
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	障害児受入を除く、延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求
事務職員雇上費加算	6月末	暫定的に全園加算有りとして請求
栄養管理加算	6月末	職員配置状況に応じて請求
市主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件に合致する園のみ請求

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
チーム保育推進加算	8月末	
主任保育士専任加算	障害児保育認定後	加算要件の延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入のうちいずれか一つの事業および障害児受入を行う場合
療育支援加算	障害児保育認定後	
3月加算 (高齢者等活躍促進・小学校接続・施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育費	夏頃	
産休等代替臨時職員雇用費	随時	
市第三者評価受審加算	2月末	
市休日保育加算 (障害児受入分)	7月末	

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

(3) 書面による認定が**不要**な加算

加算名	請求の条件等
夜間保育加算	該当園であれば請求
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求
分園減算	該当園（分園）の場合、特段の手続きなく適用
旧市加算 (市主任保育士専任加算及び 障害児保育費を除く)	全園加算有りて請求 特別扶助費は 6月と12月にのみ 請求 児童災害共済掛金は 通年で児童1人につき原則1回のみ 請求
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可

令和7年度公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料2-5

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	分園を除く全園加算有りで請求
入園前健康診断手当	分園を除く全園が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	分園を除く全園が 実施月 に請求
地域活動事業費	実施額が確定した月から請求(各年度1回のみ)

(4) 令和7年度新設される加算

加算名	
1歳児配置改善加算(仮)	申請や認定の時期等については追ってお知らせ
定員恒常的超過減算	申請や認定の時期等については追ってお知らせ
物価高騰加算(給食費)	申請や認定の時期等については追ってお知らせ

4. 令和7年度の追加請求について

令和7年度の追加請求については、
令和7年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとします。

